

令和4年米子市議会9月定例会議案

令和4年9月5日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
69	令和4年度米子市下水道事業会計補正予算（補正第2回）	下水道企画	明細別紙
70	米子市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>国家公務員の定年が引き上げられることを踏まえ、並びに地方公務員法の一部改正により管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるほか、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の定年を、段階的に65歳まで引き上げることとする。 2 管理監督職の範囲、管理監督職勤務上限年齢その他管理監督職勤務上限年齢制に関し必要な事項を定めることとする。 3 60歳以後に退職した職員を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることとする。 4 定年を段階的に引き上げる期間において、定年退職した者を、1年を超えない範囲内の任期で採用すること（暫定再任用）ができることとする。 <p>〔施行期日〕</p> <p>令和5年4月1日（一部公布の日）</p> <p>〔関係法令〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 令和3年6月11日公布 令和5年4月1日施行（一部施行日別途） 2 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）

			<p>令和3年6月11日公布 令和5年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
7 1	米子市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	職 員	<p>職員の定年の引上げ並びに地方公務員法の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、職員の給与及び退職手当等について、国家公務員における取扱いに準じて必要な整備を行うとともに、その他関係する条例の規定の整備等を行うとするもの</p> <p>[主な整備内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当分の間、職員の給料月額は、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料表の号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とすることとする。 2 当分の間、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した者の退職手当の基本額については、勤続期間を同じくする定年退職の場合の規定を準用して算定することとする。 3 再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、必要な規定の整理を行うこととする。 4 「米子市職員の再任用に関する条例」を廃止することとする。 <p>※改正する条例</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 米子市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (2) 米子市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (3) 米子市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (4) 米子市職員の育児休業等に関する条例 (5) 米子市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (6) 米子市一般職の職員の給与に関する条例 (7) 米子市職員の退職手当の支給に関する条例 (8) 米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 (9) 米子市技能労務職員の給与の種類及び

			<p>基準を定める条例</p> <p>(10) 米子市職員の降給に関する条例</p> <p>(11) 米子市職員の退職手当の支給に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(12) 米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例</p> <p>(13) 米子市職員の高齢者部分休業に関する条例</p> <p>(14) 米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>※廃止する条例</p> <p>米子市職員の再任用に関する条例</p> <p>[施行期日]</p> <p>令和5年4月1日（一部公布の日及び公布の日又は令和4年10月1日のいずれか遅い日）</p> <p>[関係法令]</p> <p>1 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 令和3年6月11日公布 令和5年4月1日施行（一部施行日別途）</p> <p>2 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号） 令和3年6月11日公布 令和5年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
7 2	米子市職員の福祉制度に関する条例の一部を改正する条例の制定について	職 員	<p>地方公務員等共済組合法を引用して職員互助会が行う事業の対象となる職員を定める規定について、同法の一部改正により、同法の適用範囲が短時間勤務職員のうち被用者保険の対象である者に対して拡大されることに伴い、所要の整備を行おうとするもの</p> <p>[改正内容]</p> <p>1 職員互助会が行う事業の対象となる職員は、これまでと同様に、地方公務員等共済組合法の適用を受ける常勤職員とするため、規定の整備を行うこととする。</p> <p>2 地方公務員法の一部改正による再任用制度（短時間勤務）の廃止及び定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、必要な規定の</p>

			<p>整理を行うこととする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>公布の日又は令和4年10月1日のいずれか遅い日（2は、令和5年4月1日）</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号） 令和2年6月5日公布 令和4年4月1日施行（一部施行日別途）</p> <p>2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号） 令和3年6月11日公布 令和5年4月1日施行（一部施行日別途）</p>
73	米子市手数料条例及び米子市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	市民一課	<p>コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による個人番号カードを用いた各種証明書の交付を受ける場合の手数料の更なる引下げを実施することにより、当該多機能端末機による交付を促進し、市役所窓口における混雑の緩和を図るとともに、個人番号カードの取得率を向上させ、本市における自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）に向けた環境の整備を推進するため、改正しようとするもの</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間、多機能端末機により次の(1)から(5)までに掲げる書類の交付を受ける場合の手数料を、それぞれ次に掲げるところにより引き下げるものとする。</p> <p>(1) 磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面 (改正前) 350円 → (改正後) 300円</p> <p>(2) 租税その他の公課に関する証明書</p> <p>(3) 住民票に記録されている事項を記載した書類</p> <p>(4) 磁気ディスクをもって調製された戸籍</p>

			<p>の附票に記録されている事項を記載した書類</p> <p>(5) 印鑑登録証明書 (改正前) 250円 → (改正後) 200円</p> <p>2 本市において多機能端末機を庁舎内に設置することに伴い、多機能端末機の定義を見直すこととする。</p> <p>[施行期日] 公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日(2は、公布の日)</p>
7 4	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	住宅政策	<p>老朽化により解体する市営尚徳住宅及び市営大垣住宅を廃止しようとするもの</p> <p>[改正内容] 昭和44年度尚徳住宅(2棟・住宅8戸)並びに昭和47年度及び昭和48年度大垣住宅(2棟・住宅9戸)を廃止することとする。</p> <p>[施行期日] 公布の日</p>
7 5	財産の処分についての議決の一部変更について	建設企画	<p>次のとおり財産の処分についての議決の一部を変更しようとするもの</p> <p>(1) 財産の種類 土地(錦海団地) (2) 相手方 公募等により決定 (3) 変更の内容 処分価額 「5,519,458,433円」を 「5,514,665,160円(処分する財産のうち米子市錦海町三丁目9番10、9番11及び9番16の土地を一括して処分する場合には、5,512,668,047円)」に変更</p>
7 6	令和4年度米子市一般会計補正予算(補正第4回)	財政	明細別紙
7 7	令和4年度米子市介護保険事業特別会計補正予算(補正第1	財政	明細別紙

	回)		
78	令和3年度米子市一般会計等の決算認定について	財政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか6特別会計の決算認定
報告15	令和3年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財政	<p>令和3年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・実質公債費比率 8.0% ・将来負担比率 68.6%
報告16	令和3年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財政	<p>令和3年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <p>※全ての公営企業（水道事業・工業用水道事業・下水道事業・米子インター周辺工業用地整備事業）において、資金不足額は生じていない。</p>
報告17	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	こども施設	<p>啓成小学校プール改築建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和3年9月2日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和4年7月29日</p> <p>変更事項</p> <p>次の事由に伴う契約金額の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設計画の見直しにより生じた体育館の躯体の一部の撤去 ・プール新設箇所の埋設物の撤去及び地盤の改良 <p>「152,130,000円」</p> <p>↓（+308,000円）</p>

			「152,438,000円」
報告18	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	こども施設	<p>啓成小学校校舎棟改築建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和3年6月17日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和4年8月19日</p> <p>変更事項</p> <p>次の事由に伴う契約金額の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事請負契約書に定めるスライド条項に基づく資材の価格及び労務費の高騰への対応 ・新型コロナウイルス感染症の予防のための対応 <p>「1,155,000,000円」</p> <p>↓（+9,405,706円）</p> <p>「1,164,405,706円」</p>
報告19	議会の委任による専決処分について（工事請負契約の締結についての議決の一部変更について）	こども施設	<p>啓成小学校ふれあい棟新築ほか建築主体工事に係る工事請負契約の締結についての議決（令和3年9月2日議決）の一部を変更したもの</p> <p>処分年月日 令和4年8月19日</p> <p>変更事項</p> <p>次の事由に伴う契約金額の減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の工事と重複する重機運搬費等の見直し及び屋根材の変更 ・外構工事の施工範囲及び形状の変更 <p>次の事由に伴う契約金額の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内運動場の改修工事における施工数量の増加及び工期短縮のための仮設計画の変更 ・建設工事請負契約書に定めるスライド条項に基づく資材の価格及び労務費の高騰への対応 ・新型コロナウイルス感染症の予防のための対応 <p>「404,250,000円」</p>

			↓ (+3,307,700円) 「407,557,700円」																		
報告20	米子市債権管理条例に基づく非強制徴収債権等の放棄について	調査課	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">令和4年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>件数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>特定空家等除却工事費納付金</td> <td>1</td> <td>2,491,000円</td> </tr> <tr> <td>市営住宅上下水道入居者負担金</td> <td>17</td> <td>105,178円</td> </tr> <tr> <td>生活保護費返還金</td> <td>19</td> <td>3,229,525円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>37</td> <td>5,825,703円</td> </tr> </table>	令和4年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	特定空家等除却工事費納付金	1	2,491,000円	市営住宅上下水道入居者負担金	17	105,178円	生活保護費返還金	19	3,229,525円	合計	37	5,825,703円
令和4年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																					
種類	件数	金額																			
特定空家等除却工事費納付金	1	2,491,000円																			
市営住宅上下水道入居者負担金	17	105,178円																			
生活保護費返還金	19	3,229,525円																			
合計	37	5,825,703円																			
報告21	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	調査課	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">令和4年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等</td> </tr> <tr> <td>種類</td> <td>件数</td> <td>金額</td> </tr> <tr> <td>水道料金</td> <td>404</td> <td>3,074,306円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>404</td> <td>3,074,306円</td> </tr> </table>	令和4年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等			種類	件数	金額	水道料金	404	3,074,306円	合計	404	3,074,306円						
令和4年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等																					
種類	件数	金額																			
水道料金	404	3,074,306円																			
合計	404	3,074,306円																			

(追加予定議案)

	米子市伯仙財産区管理委員の選任について	総務管財	任期満了によるもの 2人
	人権擁護委員候補者の推薦について	人権政策	欠員が生じたことによるもの 1人